

牛久市子育て家庭への子育て応援ギフトのご案内

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備のために「牛久市出産・子育て応援交付金事業」を令和5年3月より開始しました。これは、妊婦や低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児などの見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」の充実と、「経済的支援」を一体として実施するものです。

出産・子育てに関する相談窓口として、今後も牛久市子育て世代包括支援センター「すまいる」(保健センター)をお気軽にご利用ください。

対象者

令和5年3月以降に出産の子育て家庭

給付額

*子育て家庭への子育て応援ギフト:5万円
(お子様一人あたり5万円の支給となります。)

申請期限

お子様が生後4か月頃までに申請をしてください。

※やむを得ない特別な事情で申請できなかった場合は、特別な事情が解消された3か月以内は申請を行うことが可能です。お子様の3歳のお誕生日以降は申請できませんので、ご了承ください。

申請に必要なもの

- *子育て家庭への子育て応援給付金支給申請書
- *子育て家庭への子育て応援給付金支給請求書
- *産後のアンケート
- *身分証明書の写し
- *振込口座確認書類(金融機関名・口座番号・口座名義のわかるもの)の写し

申請から給付までの流れ

<出生届出時>

- 以下を配布します。
- *子育て家庭への子育て応援給付金支給申請書
- *子育て家庭への子育て応援給付金支給請求書
- *返信用封筒

赤ちゃん訪問

- *訪問時、産後のアンケートを実施していただきます。産後のアンケートと合わせて、上記「申請に必要なもの」を返信用封筒に入れ、ご提出ください。
- *郵送でのご提出をご希望の場合は、上記「申請に必要なもの」を市へ送付してください。

約2週間後

市より給付決定通知送付

申請日から
約一か月後

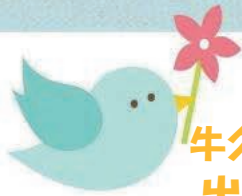
指定口座に振り込み

【問い合わせ先】牛久市子育て世代包括支援センター「すまいる」
直通電話：029-870-5657 平日(月～金)8:30～17:15
〒300-1292 牛久市中央3-15-1(牛久市保健センター内)



←「すまいる」
相談受付
フォーム





牛久市

出産・子育て応援交付金事業



Q 妊娠届出提出後に入籍しました。申請はどちらの氏名で提出すればよいですか？

A 申請時の住民票に記載されている氏名となりますので、入籍後の氏名を記入し、申請してください。

Q 指定振込先の口座名義を旧姓のまま変更していません。旧姓の口座でも大丈夫ですか？

A 旧姓の口座名義で大丈夫です。ただし、振り込みが完了する前に、口座名義を変更してしまうと振り込みができなくなりますので、ご注意ください。

Q 牛久市内で転居する予定がありますが、何か届出は必要ですか？

A 特に必要ありません。通知等は住民基本台帳の住所に送付させていただきます。



Q 妊娠届出は牛久市に提出し、その後市外に転出した場合の手続きを教えてください。

A 本事業は、妊婦・子育て家庭への継続支援や情報発信等を目的としているため、妊婦への出産応援ギフトおよび子育て家庭への子育て応援ギフトの申請は、事業開始日(令和5年3月1日)時点での居住市町村へお問い合わせください。
※ご希望により牛久市に申請することも可能です。

Q 本事業の対象となる人を教えてください。

A **妊婦への出産応援ギフト**
*令和4年4月1日以降に出産した児童の母または令和4年4月1日以降に妊娠届出を提出した妊婦で、下記を実施した方が対象です。
○妊娠届出時の面談およびアンケート
○妊娠 8 か月時の面談(希望者)およびアンケート

子育て家庭への子育て応援ギフト
*令和4年4月1日以降に生まれたお子様を養育する方で、下記を実施した方が対象です。
○赤ちゃん訪問時の面談およびアンケート

【問い合わせ・相談先】

〒300-1292 牛久市中央3-15-1

牛久市子育て世代包括支援センター『すまいる』（牛久市保健センター内）

直通電話：029-870-5657 平日(月～金) 8:30～17:15

